

各関係機関の長様  
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察注意報第4号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

◇  
**ミナミアオカメムシによる被害多発のおそれ**

**令和7年度 病害虫発生予察注意報第4号**

令和7年(2025年)8月25日  
滋 賀 県

対象作物：ダイズ

病害虫名：ミナミアオカメムシ

1. 発生地域：県内全域
2. 発生量：多

3. 注意報発表の根拠

- (1) ミナミアオカメムシは県内で近年増加傾向にあり、吸汁能力が高い。
- (2) 県内5か所（大津市里、守山市矢島町、近江八幡市安土町大中、長浜市難波町、高島市今津町日置前）に設置している予察灯において、ミナミアオカメムシ成虫の平均誘殺数は平年の6.4倍で多い（図1a）。特に近江八幡市安土町大中に設置している予察灯では、8月第3半旬までのミナミアオカメムシ成虫の累積誘殺数は平年の約10.8倍であり、過去10年間で最も多い（図1b）。
- (3) 8月5日～6日に県内36地点の水稲ほ場で実施したすくいとり調査において、ミナミアオカメムシの平均生息数は1.2頭であり、平年（約0.03頭）よりも顕著に多く、過去10年間で最も多い（図2）。水稲の収穫後は、ダイズほ場へ移動する可能性が高く、ダイズでの被害が多くなるおそれがある。
- (4) 向こう1か月の気象予報（大阪管区气象台8月21日発表）では、気温は高いと予想されており、発生に好適な状況が続くおそれがあり、被害の多発が懸念される。

4. 防除対策

- (1) ミナミアオカメムシが多いほ場では、若莢期と子実肥大期に確実に防除する。
- (2) 農薬散布後もほ場内にミナミアオカメムシが多く生息している場合は、追加防除を行う。
- (3) 成幼虫は主に着莢部に生息するため、薬液が着莢部に十分付着するよう散布する。
- (4) 薬剤抵抗性を発達させないため、同一系統の薬剤連用は避ける。
- (5) 薬剤は県農作物病害虫雑草防除基準を参照のこと。薬剤の散布にあたっては、ラベルを確認し、農薬使用基準（使用時期・使用回数等）を遵守する。

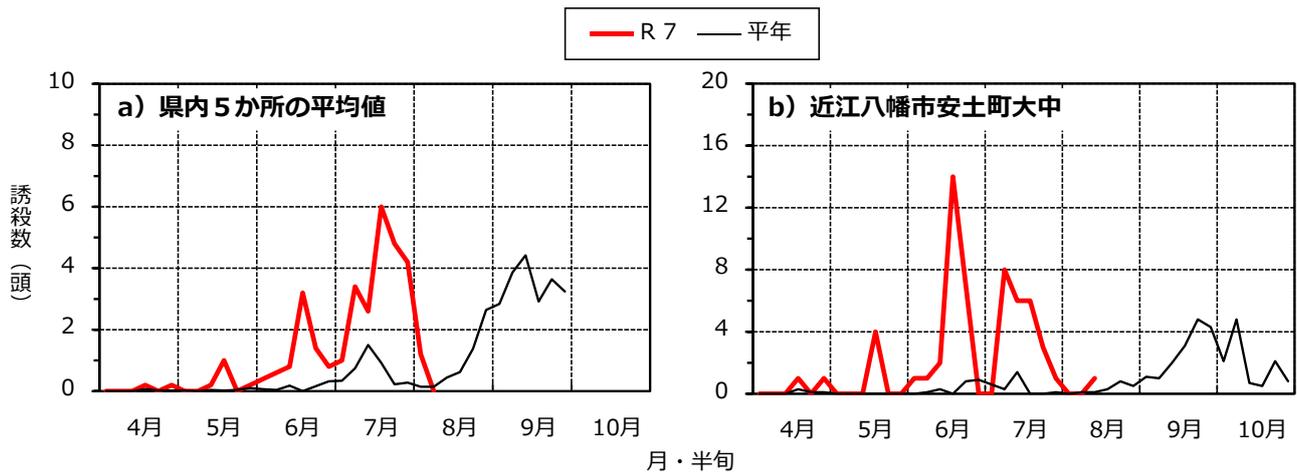


図1 予察灯によるミナミアオカメムシ成虫の誘殺状況（平年：H27～R6の平均値）

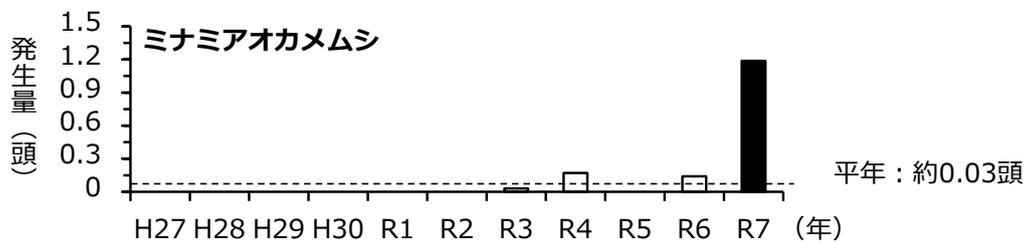


図2 水稲ほ場におけるミナミアオカメムシの発生量（50回すくい取り調査）

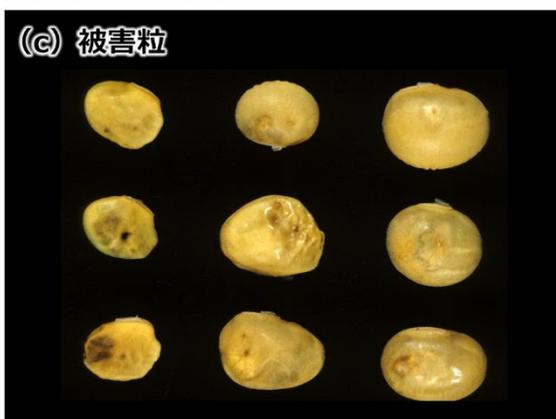


写真 ミナミアオカメムシ

(a) 成虫

(b) 幼虫による集中加害

(c) カメムシ類によるダイズ被害粒

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所  
 TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559  
 Email:gc70@pref.shiga.lg.jp  
 http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo

## 農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

### 1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
  - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
  - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

### 2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
  - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
  - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
  - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
  - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
  - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
  - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。